

20.3.20

280-2082

平成28年3月22日

関係団体の長 殿

宮崎県県土整備部長
(公印省略)

宮崎県工事請負契約約款の一部改正について (通知)

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から公共事業の推進につきまして、格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、宮崎県工事請負契約約款 (以下「約款」という。) の一部を下記のとおり改正し、平成28年4月以降に締結する契約から適用することとしたので、通知します。

つきましては、改正の趣旨等を御理解いただき、御協力くださいますよう、よろしくお願いたします。

なお、改正後の約款については、平成28年3月下旬以降、宮崎県庁ホームページ (県土整備部管理課ページ) からダウンロードできることとしていますので、申し添えます。

記

1 改正概要 (詳細は別紙新旧対照表のとおり)

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部を改正する件 (平成28年3月8日付け財務省告示第58号) により、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和24年法律第256号) 第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたこと等を踏まえ、所要の改正を行う。

2 施行日

平成28年4月1日から施行する。

(文書取扱 管理課)

宮崎県工事請負契約約款（平成8年宮崎県告示第515号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(前金払)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.9パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、年2.9パーセント上の割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.9パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの割</p>	<p>(前金払)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.8パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、年2.8パーセント上の割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの割</p>

合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とす
る。)で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することが
できる。

(解除に伴う措置)

第49条 [略]

2 [略]

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合
を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額
(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その
部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の
出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合におい
て、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解
除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあっては、その余
剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.9パー
一セントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日
を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算し
た額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあつ
ては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4~8 [略]

(賠償金等の徴収)

第51条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発
注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払
わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支

合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とす
る。)で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することが
できる。

(解除に伴う措置)

第49条 [略]

2 [略]

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合
を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額
(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その
部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の
出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合におい
て、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解
除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあっては、その余剰
額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.8パー
セントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日
を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した
額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあつて
は、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4~8 [略]

(賠償金等の徴収)

第51条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発
注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払
わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支

私の日まで年 2.9パーセント の割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下この条において同じ。）で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.9パーセント の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

私の日まで年 2.8パーセント の割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下この条において同じ。）で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.8パーセント の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。



280-2093
平成28年3月22日

関係団体の長 殿

宮崎県県土整備部長
(公印省略)

土木設計業務等委託契約書の一部改正について（通知）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から公共事業の推進につきまして、格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）の一部を下記のとおり改正し、平成28年4月以降に締結する契約から適用することとしたので、通知します。

つきましては、改正の趣旨等を御理解いただき、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、改正後の契約書については、平成28年3月下旬以降、宮崎県庁ホームページ（県土整備部管理課ページ）からダウンロードできることとしていますので、申し添えます。

記

1 改正概要（詳細は別紙新旧対照表のとおり）

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部を改正する件（平成28年3月8日付け財務省告示第58号）により、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたこと等を踏まえ、所要の改正を行う。

2 施行日

平成28年4月1日から施行する。

(文書取扱 管理課)

土木設計業務等委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(前金払)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項に規定する期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.9パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(履行遅延の場合における損害金等)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2 前項の損害金の額は、業務委託料から第37条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.9パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.9パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの</p>	<p>(前金払)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項に規定する期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.8パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(履行遅延の場合における損害金等)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2 前項の損害金の額は、業務委託料から第37条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの</p>

割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合と
する。) で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求すること
ができる。

(解除に伴う措置)

第46条 この契約が解除された場合において、第34条の規定による
前払金があったときは、受注者は、第42条又は第42条の2の規定
による解除にあつては、当該前払金の額 (第37条の規定により部
分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前
払金の額を控除した額) に当該前払金の支払の日から返還の日ま
での日数に応じ年 2.9パーセント の割合 (この場合における年当
たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの
割合とする。) で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第
44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額 を発注者に返
還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第
2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、
第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払
金の額 (第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部
分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額) を前条第3
項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものと
する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があると
きは、受注者は、第42条又は第42条の2の規定による解除にあつ
ては、当該余剰額 に前払金の支払の日から返還の日までの日数に

割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合と
する。) で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求すること
ができる。

(解除に伴う措置)

第46条 この契約が解除された場合において、第34条の規定による
前払金があったときは、受注者は、第42条又は第42条の2の規定
による解除にあつては、当該前払金の額 (第37条の規定により部分
引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払
金の額を控除した額) に当該前払金の支払の日から返還の日まで
の日数に応じ年 2.8パーセント の割合 (この場合における年当
たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割
合とする。) で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44
条の規定による解除にあつては、当該前払金の額 を発注者に返還し
なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第
2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、
第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払
金の額 (第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部
分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額) を前条第3
項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものと
する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があると
きは、受注者は、第42条又は第42条の2の規定による解除にあつ
ては、当該余剰額 に前払金の支払の日から返還の日までの日数に

応じ年 2.9パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならぬ。

3～7 [略]

(賠償金等の徴収)

第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年 2.9パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.9パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の延滞金を徴収する。

じ年 2.8パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならぬ。

3～7 [略]

(賠償金等の徴収)

第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年 2.8パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.8パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の延滞金を徴収する。